

令和7年度裾野市農業委員会10月総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日(水) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏			東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美			西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行		
		11	杉山 克己				
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	杉山 邦利	7	鈴木 知華	9	西島 則夫	深良	勝又 勝美
須山	中村 偉文						

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11	杉山 克己	1	大庭 清宏
----	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第19号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について
- (4) 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第22号 非農地証明願の裁定について
- (7) 議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
- (8) 議第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和7年度裾野市農業委員会10月総会を開会します。
本日の委員は12名中9名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、11番 杉山克己委員、1番 大庭清宏委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
郎氏を指名します。
それでは、議事に入ります。報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知
について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局	はい。報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1 (議案朗読により説明)
議 長	ただ今の報第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～6 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～6 (議案朗読により説明)
議 長	ただ今の報第13号 番号1～6について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地の現況は残土処分地となっています。 申請地は、令和3年12月1日に、残土処分地へ一時転用するための5条許可地です。 一時転用の期間は令和7年10月30日までです。 借人は、建設業を営む法人で、事業により発生する工事残土の処分を請け負うにあたり、工事残土の受け入れを行っていましたが、今回、事業での掘削工事にて岩盤層が出てきたため、そのための工法検討等、工程の大幅な修正があり、期間内に完了が難しくなりました。 そのため、一時転用の期間を当初の3年11か月から、11か月延長し、合計4年10か月とするため、変更承認申請を行うものです。 一時転用の目的、事業内容は当初の許可内容と同じです。 工事完了後は整地して芝を張り、農地に復元して貸人に返します。 事業地は当初の許可時と変わらないため、立地基準は問題ないと思います。 一時転用の期間は、令和3年12月1日から令和8年9月30日までの4年10か月

であり、妥当と思われます。

また、事業内容は当初と同様であり、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の南側は道路、北側は山林、西側は赤道を挟んで農地、東側は農地に面しています。

工事期間中は保安対策として周囲を防護柵で囲みます。

雨水は、盛土部分の周囲に土側溝を設けることで、土側溝を経由して調整池に流れ込み、場外へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山利博委員

高さ的にはどのくらいの高さまで盛土の許可はできるのか。高さの許可基準はあるのか。西側と南側は低いが天井の指標からどのくらい高く盛ってもよいのか。写真で見ても境界の高さまで来てるがこれはどこまで盛っていいのか。どこの高さまでになるのか。

事務局

農地法5条申請の資料の中に、高さについての記載はされていませんが、都市計画課で当時土地利用の承認を受けていますので、問題はありません。ただ、具体的に何メートルまで盛土するかは今手元に資料がないためお答えできませんが、返す時には芝を張って農地に戻してから返します。

ある程度の高さは残って、上の部分表土については、今は砂利になってしまっていますが、農業用の土にして芝を張って農地に戻す計画になっています。

高草富一委員

案内図の計画図について聞きたいことがあるのですが、周囲に防護柵を設置するとなっていますが、写真を見ると全然柵が見えないのですが。

事務局

平面図の中に立ち入り防護柵、適用柵、有刺鉄線・木杭となっていますが、現況は木杭はありますが、侵入を防ぐための柵は見受けられないので、安全対策をするように指導します。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第19号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は1筆で、市街化調整区域内の青地農地です。

面積は1,145㎡で、地目は公簿、現況ともに田です。

渡人は、令和7年2月に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理が難し

いため、申請地に隣接する農地を所有し、下刈りを手伝ってもらっていた受人に相談したところ、受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。

受人は、20年ほど農業に従事しており、露地野菜などを栽培しています。申請地取得後の経営農地は約8,700㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術については問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思います。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。

ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第20号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第20号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市川光一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地の現況は休耕地になっています。

借人は、東名高速道路の上に架かる橋梁の補修工事を請け負っており、工事関係車両の駐車場を探していました。

申請地は、現場近くに位置しており、唯一のアクセス道に隣接している適地であることから、貸人に相談し承諾を得られたため、一時転用の申請をするものです。

一時転用期間は、6か月間であり、使用後は農地へ復元するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、一時転用面積も適正です。

本件は、6か月間の一時転用であり、確約書により、許可期間終了後には農地への復元が確約されており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側、南側は道路、北側、東側は農地に接しています。

申請地内は、転圧後敷き鉄板を敷きます。

雨水は自然浸透させる計画ですが、申請地は道路から下がっていく勾配であり、残地も充分にあるため、問題ないと思われます。

また、耕うん、整地して農地へ復元することの確約もされていることから、申請地も含め周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今の議第21号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

 (質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第21号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地の現況は休耕地になっています。
渡人は、令和3年に相続により申請地を相続し、自身で草刈り等の保安全管理を行って
おりました。
受人は、全国で再生可能エネルギーによる発電事業を行っている法人で、事業の候補
地を探していました。
今回、受人が事業地を検討する中で渡人に相談したところ、合意ができたことから、
申請に至りました。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は
問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要で
す。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する
資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側、南側は用悪水路、東側は山林、西側は道路に接しています。
雨水については、敷地内自然浸透です。
汚水・雑排水はありません。
申請地内にはフェンスを設置し、フェンスの内側には見切りを設置するため、隣地
への土砂流出の恐れはありません。
また、申請地内は半年ごとの除草作業を行いますが、監視カメラにより、異常があ
ればその都度対応することとなっています。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今の議第21号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

飯塚邦彦委員 半年に1回の除草作業となっているが、申請地は車がたくさん通る街道沿いだ
が、出来るのか。

事務局 除草作業については道路の路肩が広いので、そこに停めて行うと
のことです。カーブで下り坂の道沿いのため気を付けるように伝えてあります。
また、改良区の管理部分の畦畔の田と田の間に車が1台入るスペースがあるので、

そこに一時的に入れることも可能だとは思いますが。

大庭清宏委員 太陽光パネルが南側に向いていて、道路が南側だが反射してまぶしくないのか。

事務局 太陽光パネルの反射が運転していてまぶしくないかは、業者に確認します。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第21号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地の現況は休耕地になっています。
渡人は、令和3年に相続により申請地を相続し、自身で草刈り等の保全管理を行っておりました。
受人は、全国で再生可能エネルギーによる発電事業を行っている法人で、事業の候補地を探していました。
今回、受人が事業地を検討する中で渡人に相談したところ、合意ができたことから、申請に至りました。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側は宅地、東側は山林、西側は道路、南側は用悪水路に接しています。
雨水については、敷地内自然浸透です。
汚水・雑排水はありません。
申請地内にはフェンスを設置し、フェンスの内側には見切りを設置するため、隣地への土砂流出の恐れはありません。
また、半年ごとの除草作業を行いますが、監視カメラにより、異常があればその都度対応することとなっています。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今の議第21号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 番号2と番号3は譲渡人と譲受人が同じで、場所も隣接地であるのに、別々で審議しないといけないのか。

事務局 一つの案件として出来ますが、今回は相手方の事情で別々の案件で申請されていま

す。改良区の管理部分の畦畔が間にあることから別々にしたのではと推察されます。別々に申請されていますが、事務局としては同一事業とみなします。

市川光一委員 先ほど説明の写真は、何時くらいに撮られたものですか。

事務局 17 時頃の写真です。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第 21 号 番号 3 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第 22 号 非農地証明願の裁定について 番号 1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第 22 号 非農地証明願の裁定について 番号 1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市川光一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地の現況は、竹林および原野となっています。面積は 4 筆合計で 2,185 m²です。

願出人は、昭和 39 年及び平成 27 年に願出地を取得し、願出地において耕作を行っていましたが、高齢や家族の病気などにより、平成 26 年頃及び平成 28 年頃から耕作管理が行き届かない状況になり、竹林化、原野化していました。現況からみて、農地への復元は困難あるいは、周囲が山林で囲まれており、復元しても継続利用が見込めないものであります。

課税地目は畑となっていますが、現況は原野となっています。

願出地の 2 筆については、北側・南側が願出人の山林、東側は親族所有の山林、西側は願出人の原野となっています。

願出地の 2 筆については、北側・東側が水路を挟んで願出人の畑、西側は願出人の山林、南側は宅地に接しています。

既に、竹林、原野の状態となり相当年数が経過しているうえに、周辺に農地との間に水路があるため、影響はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第 22 号 番号 1 について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 22 号 番号 1 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第 23 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号 1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第 2 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 1
 利用権設定地の現況は畑で、面積は 1,555 m²です。
 貸人はご家族の介護もあり、耕作管理に支障をきたし、平成 17 年から賃貸借による利用権を設定しています。
 今回は今まで借人だった方が、高齢により管理できなくなったため、令和 7 年 12 月末で期限が切れるタイミングで、新しい借人が引き継ぐ形で合意となりました。
 借人の経営面積は約 5,000 m²で、露地野菜を栽培するなど、経営農地は効率的に管理されております。
 設定する期間は 3 年間で、賃貸借料は 10 a 当たり 15,000 円です。
 利用権設定地では、露地野菜等の作付を計画しております。
 周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。

議 長 次に、議第 2 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第 2 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 2
 利用権設定地は市街化調整区域の農地で、公簿、現況ともに畑で、販売用の植木の圃場となっています。
 利用権設定地は、貸人が管理ができず、平成 14 年 3 月から賃貸借が続いていましたが、借人が亡くなり、令和 7 年 8 月 31 日に期限が切れました。
 今回の借人は植木の販売業を営んでおり、植木屋だった前の借人とも知り合いだったことから、申請地を引き継ぐ形で双方の合意に至ったものです。
 借人は初めての就農となりますので、農業経営参入理由書が提出されています。全協資料の No.1 をご覧ください。
 設定する期間は 5 年間で、10a 当たり 1 年間 12,508 円（1619 m²で 20,250 円）の賃貸借によるものです。
 利用権設定地は、引き続き販売用の植木の圃場として使用します。
 現状でも適切に管理されており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長 ただ今の議第 2 3 号 番号 1～2 について、質疑等がありましたらお願いします。
 （質問、意見等 なし）

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 2 5 号 番号 1～2 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 （全員挙手）

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
 次に、議第 2 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号 1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第 2 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号 1
 （議案朗読・投影写真により説明）

議 長 続きまして、地区担当委員 6 番 杉山利博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は市街化区域内の農地で、面積は3筆合計2,463㎡です。

願出地は水稻が作付けされており、農地として、適正に管理されております。

願出人は養子で、会社員です。

令和6年12月に非相続人が亡くなったため、相続人の間で遺産分割協議を進めておりましたが、この度、願出人が願出地で農業を続けることで協議が整いました。

そこで、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。

現況と同じく、願出地では水稻を作付する計画です。

願出人は現在会社勤めですが、平日の早朝と、休日の土日に耕作管理を行い、数年前からは願出人が耕作管理を行っています。

今後も引き続き自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長

ただ今の議第24号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第24号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会10月総会を閉会します。

令和7年10月10日（会議録署名人）

11番署名人

杉山 克己

1番署名人

大庭 清宏